

私法教育とアントレプレナーシップ教育の融合型実践

—— 探究要素と法教育を組み合わせた公民科授業の実証研究 ——

発表者名 堀口 愛芽紗

(所属) 早稲田大学高等学院中学部公民科講師・駒澤大学法学研究所講師

1.はじめに

本報告では、早稲田大学高等学院中学部3年次を対象とした「公民演習1」全10回の授業実践を述べる。また、生徒に実施した3種類の実証的データ（起業意識・著作権意識・消費者契約意識）を統計分析し、実践の効果を検討する。

研究の目的は、私法教育とアントレプレナーシップ教育（政府は、2022年11月に「スタートアップ育成5か年計画」を策定し、小中高生を対象にした起業家教育の拡充を目指している。）を組み合わせることによって、消費者として商品やサービスを選ぶ際に必要な情報とスキルを習得し、同時に、起業家の視点から消費者問題や著作権侵害（生成AIの活用も含む）に発展しないようなビジネスモデルを展開するために必要な知識と思考を習得することを目指す。

また、授業の着想は、報告者が文部科学省主催の令和4年度 科学技術人材養成等委託事業「全国アントレプレナーシップ人材育成プログラム」に受講者として参加したことから得られたものである。

2.本研究の意義

近頃の生徒は、成年年齢引き下げによる消費者トラブルの被害者となる可能性のみならずC to C (Consumer-to-Consumer) として社会経済に参画する背景ないしは、若手の起業家として活躍する一面も持つ。将来、小中高生が起業家として羽ばたくためには、単にビジネスプランを構築させるだけでなく、企業の社会的責任を意識させることが重要である。企業が法的問題を考慮していない場合は多大な機会損失を負うことになり、紛争に巻き込まれる可能性もあるだろう。未然に紛争を防止するためにも、消費者と起業家双方の立場からビジネスを検討する本授業の実践を新たな法教育の手法として提案したい。

3.授業内容

本授業は、ICTを用いたワークショップ形式で実施し、商号や商標、利用規約の作成、企業の広告作成と選定、消費者と事業者の交渉、社員の残業時間記録等の法的諸問題を扱った。

共通の課題意識（SDGsから選択）を持っている生徒4～5名を1社とし、班員に社長・営業・労務・広報の役割を設定、役割に応じて上記の法的諸問題を含む課題を毎時割り振った。授業のまとめでは、各社プレゼンを行い、消費者や著作権、労働環境に配慮した企業か否かの評価シートを入力させ、評価をもとに出資計画を作成させた。全10回の授業の研究成果を発表する。

〈参考文献〉

- ・ Cass Sunstein (2023) “Advanced Introduction to Behavioral Law and Economics,” Elgar.
- ・ 河上正二 (2022) 『遠隔講義消費者法〈新訂第3版〉2022』信山社。
- ・ コリン,シール (2022=2023) 『法教育の教え方と学び方-クリティカル・シンキングのすすめ』(太田勝造監訳・堀口愛芽紗・大塩浩平訳) 弘文堂。